

「旧城南中学校利活用事業」についての 地元説明会 を開催します



飯山市は閉校となっている「旧城南中学校」について、資産の有効活用を推進するため、利活用を希望する事業者の公募(募集)を、昨年10月15日から開始をしました。

公募には2者の応募があり、提案事業の内容について公募審査委員会による審査が実施され、事業内容が市の総合計画等に沿ったものであり、人口や雇用の増加等様々な分野において良い影響があると判断し、市として第1優先交渉権者を決定しました。

この旧城南中学校利活用事業の公募の経過、事業提案内容について、地元説明会を開催いたします。

ぜひ、ご参加ください！

令和8年(2026年)

3月15日

第1回目10:30～
第2回目14:30～

開催
日時

午前・午後の2回開催。
第1回目・第2回目ともに
同じ説明内容となります。

会場

飯山市文化交流館なちゅら 大ホール

対象

どなたでもご参加いただけます。
事前のお申込みは不要です。

説明内容

旧城南中学校利活用の提案事業の内容について

説明者

飯山市
第1優先交渉権者 栄フロンティア株式会社

お
問
い
せ
合

飯山市役所 総務部 総務課 公民連携推進係 担当:山崎
TEL:0269-67-0720
E-mail:koumin@city.iiyama.nagano.jp

旧城南中学校利活用事業に関する基本協定書

飯山市（以下「甲」という。）と栄フロンティア株式会社（以下「乙」という。）は、旧城南中学校利活用事業公募要項（以下「公募要項」という。）に基づき、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が旧城南中学校利活用事業（以下「本事業」という。）に関する公募型プロポーザルにより第1優先交渉権者として選定した乙との間で、本事業の事業化に向けて双方の役割分担及び必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第2条 乙は、本協定及び公募要項を十分に理解し、これに同意したことを確認する。

（協定期間）

第3条 本協定の期間は、協定締結日から甲と乙が本事業の事業化に関する契約を締結した日までとする。

（市の役割）

第4条 甲は、次の事項を行う。

- (1) 本事業の事業化に向けた準備、調整、乙との協議のための事務局兼連絡窓口の設置
- (2) 契約に係る検討、府内調整及び関係機関との協議
- (3) 市民への広報、マスコミ等への情報提供、飯山市議会への連絡

（第1優先交渉権者の役割）

第5条 乙は、次の事項を行う。

- (1) 本事業の実施計画の策定及び事業費の算出
- (2) 土地、建物についての契約に向けた準備調整
- (3) 事業内容等についての地元説明会の実施

（費用負担）

第6条 本事業の事業化に向けた協議にかかる費用のうち、甲に生じた費用は甲が、乙に生じた費用は乙がそれぞれ負担する。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、交渉内容及び事業計画に関する情報は、相手方に事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行以外には使用しないこととする。ただし、次の各号に定める場合は、甲又は乙がそれぞれ開示することに同意した場合この限りでない。

- (1) 住民説明会及び飯山市議会で提出が求められた場合
- (2) 公知である場合
- (3) 甲又は乙が、それぞれの顧問弁護士等に守秘義務を課して開示する場合
- (4) 裁判所から開示が命じられた場合

2 前項の規定による秘密保持は、本協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(本協定の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲の政策変更その他やむを得ない事由により、本事業の事業化を行わないこととしたとき。
- (2) 乙が、公募要項に記載する提案の諸条件を甲の承諾なく満たさないことが判明したとき。
- (3) その他、乙が、公募要項の記載事項又は本協定の条項に違反するなど、甲が、本協定を継続し難いと合理的な理由に基づき判断したとき。

2 前項の規定により本協定を解除したときは、乙は第1優先交渉権者としての資格を失うものとする。

(事業化の条件)

第10条 本協定に基づき甲乙双方で協議し決定した内容は、予算案及び土地、建物等の契約内容に関する議案として、飯山市議会で議決を得た後に契約を締結する。

2 本事業の事業化に係る議案が飯山市議会で否決された場合、若しくは事業に活用する予定であった負担金等の申請等が調わず、かつ、代替財源(資金)の確保の見込みが立たない場合、又は社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、双方協議の上、事業の継続について決定する。

(契約締結不調の場合)

第11条 事由のいかんを問わず、甲乙間で契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が事業化に向けた準備において既に支出した費用は、甲乙各自の負担とし、甲及び乙は互いに債権債務関係が生じないものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟、訴訟、調停その他の法的手続きについては、長野地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和8年（2026年）2月5日

甲

長野県飯山市大字飯山1110番地1
飯山市
飯山市長 江沢岸生

乙

長野県下水内郡栄村大字堺18033-ロ-2
栄フロンティア株式会社
代表取締役 福原初